

資料編

1 用語解説

あ行		
アンビシャス 広場	「地域で遊ぶ子どもの姿を取り戻そう」の合言葉のもと、地域の大人が見守る子どもたちの居場所として奨励している事業（福岡県）。放課後や休日、アンビシャス広場へ行くと、いろんな年齢の友達や地域の大人と一緒に遊んだり、学習をしたり、さまざまな経験やふれあいをすることができる。	P40
か行		
教育・保育施設	「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、「児童福祉法」に規定する保育所をいう。	P3
協働	住民、行政、企業等の複数の主体が、それぞれの特性を認識・尊重し合い、対等な立場で地域の課題解決等の共通の目的に向け、連携・協力していくこと。	P30
子ども・子育て 関連3法	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。	P1
さ行		
出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。	P6
情報リテラシー	インターネットの普及により情報が何でも容易に得られるような環境の中で、自分が必要とする情報を的確に収集したり、適切に情報を発信できるようになるなど、情報を適切に扱える能力をいう。	P57
食育	平成17年7月に施行された「食育基本法」に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。	P52

スクールソーシャルワーカー	学校だけでは対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整・連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等とのネットワークを活用して援助を行う専門家。	P55
た行		
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。	P32
な行		
ニート（NEET）	英語の「Not in Employment, Education or Training」（教育も職業訓練も受けていない無職の人）の略語。	P46
認定こども園	幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことで、以下の4つのタイプがある。 ①幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所（園）とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。 ②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。 ③保育所（園）型：認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。 ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。	P1
は行		
バリアフリー	障害のある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。	P26
ブックスタート	「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間をもつことを応援する運動。	P39

放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を、授業の終了後または夏休み等の長期休暇中に事業所で預かり、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。 平成24年、「児童福祉法」の一部改正により位置づけられた。	P40
ま行		
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。青少年の育成においては、流れてくる情報の良し悪しや意図するところを理解し、情報に流されない主体的なあり方が望まれる。	P43
や行		
ヤングアドバイザー	いじめや不登校等、心に不安や悩みをもつ小中学生に対し、お兄さん、お姉さんとして「話し相手」「遊び相手」となり、相談活動を通じて子どもたちの自立を支援する学生ボランティアのこと。	P55
ら行		
療育	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。	P44

2 小郡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、小郡市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を審議するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員は、15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 小郡市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属団体等	任期	
石田 久治	小郡市社会福祉協議会 会長	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 26 年 4 月 18 日	委員長
吉塚 邦之		平成 26 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
平井 幹子	小郡市民生委員児童委員協議会	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
秋山 幹子	小学校長会 代表	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 26 年 5 月 30 日	
中尾 郁雄		平成 26 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
組坂 幸喜	九州大谷短期大学	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
梶原 潔	小郡市保育協会代表	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	副委員長
大石 悦子	三井幼稚園園長	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
島田 郁子	すくすく園（嶋田病院内）	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
西本 成巳	社会福祉法人 こぐま福祉会	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
飯田 悦子	公益社団法人 小郡大刀洗広域 シルバー人材センター	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
鈴木 圭一	小郡市学童保育所連絡協議会	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
村橋 理恵	小郡市小学校 P T A 連絡協議会 代表	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 26 年 5 月 30 日	
石橋 信幸		平成 26 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
堀内 美智代	保育所（園）保護者	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
寺崎 理恵	幼稚園保護者	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
立野 由紀子	子育て支援サークル 「ソーイングハイ」	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
今吉 美紀	乳幼児 B スマイル学級	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	

敬称略、順不同

4 小郡市子ども・子育て会議開催状況

	開催内容	開催年月日
第1回	(1) 子ども・子育て支援新制度について (2) 子どもや子育てを取り巻く現状 (3) ニーズ調査(案)について	平成25年 10月21日
第2回	(1) ニーズ調査について (2) 「小郡市次世代育成支援行動計画(後期計画)」について	平成26年 1月17日
第3回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて ・策定手順について ・ニーズ調査の結果の速報について ・事業量の見込みについて	平成26年 3月24日
第4回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」骨子案について ・第1章 計画の策定にあたって ・第2章 小郡市の子どもや子育てを取り巻く現状 ・第3章 小郡市の子どもや子育てを取り巻く課題	平成26年 6月25日
第5回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」骨子案について ・第3章 小郡市の子どもや子育てを取り巻く課題 ・第6章 量の見込みと確保方策	平成26年 7月29日
第6回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」骨子案について ・第4章 計画の基本的な考え方 ・第6章 量の見込みと確保方策	平成26年 8月28日
第7回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」について ・第4章 計画の基本的な考え方 ・第5章 施策の具体的な取り組み	平成26年 11月11日
第8回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」について ・第7章 計画の推進体制 ・前回までの修正	平成27年 1月13日
第9回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画(最終案)」について ・パブリックコメントについて ・第7章 計画の推進体制	平成27年 2月24日

小郡市子ども・子育て支援事業計画 (第1期)

発行年月 平成27年3月

発行 福岡県 小郡市

編集 小郡市 保健福祉部 子育て支援課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255-1

TEL : 0942-72-2111 / FAX : 0942-72-7481

e-mail : kosodate@city.ogori.lg.jp

ホームページアドレス : <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>